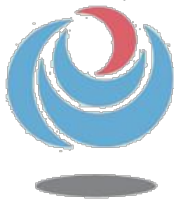


平成26年度 発注者支援業務等に関する説明会

[日時] 平成25年12月16日(月)
14時00分～16時00分

[場所] さいたま新都心合同庁舎1号館
2階 講堂



関東地方整備局

<資料構成>

- 【 1 】 平成 2 6 年度発注支援業務等のポイント
- 【 2 】 平成 2 6 年度発注者支援業務等の方針
- 【 3 】 平成 2 6 年度発注者支援業務等の契約方針
- 【 4 】 平成 2 6 年度発注者支援業務等における要件等
- 【 5 】 その他

関東地方整備局
H25.12.16時点

この資料は、関東地方整備局ホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)に掲載します。
場合によっては、内容の変更があります。

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

発注業務一覧

		業務名	主な業務内容
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。
		工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる業務
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援(排水機場等もあり)
		道路許認可審査・適正化指導業務	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援。
	発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

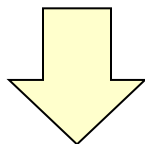
平成25年度からの主な変更点①

発注者支援、公物管理補助、用地補償総合技術

○業務実績に関する要件

◆平成25年度

競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成15年度以降に完了した以下に示す業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。



◆平成26年度

競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務（平成25年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（**未完了の業務成績は含まない**）未満の場合は実績として認めない。

未完了の業務の取扱いを明らかにした

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

平成25年度からの主な変更点 ②

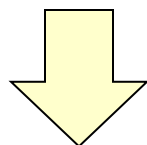
発注者支援、公物管理補助、用地補償総合技術

○予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

(用地補償総合技術業務は、予定主任担当者)

◆平成25年度

業務実績には、平成15年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。



◆平成26年度

業務実績には、平成16年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、**照査技術者として従事した業務は除く**)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

照査技術者として従事した業務の取扱いを明らかにした

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

平成25年度からの主な変更点③

発注者支援、公物管理補助

○予定担当技術者の業務実施上必要な資格

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※）を10年以上有する者

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

ダム管理支援

○予定担当技術者の業務実施上必要な資格（ダム管理支援業務）

電気通信設備【機械設備】に関連する内容が相当程度含まれる業務の場合、担当技術者の資格について、平成25年度に認められていた資格に加え、以下の資格が追加された。

- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・河川又は道路関係の電気通信設備関係【機械設備分野】の技術的行政経験を10年以上とする者
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上のもの

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

平成25年度からの主な変更点④

○競争参加資格申請書等に関するヒアリングについて

ヒアリングは、必要に応じ実施する場合がある。

→ヒアリングを実施する場合は、配置予定管理技術者1名に対して、以下の内容を確認することとする。

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 実施方針について
- ・ 技術提案について

1. 平成26年度発注者支援業務等のポイント

平成25年度から実施

○暴力団排除に関する規定の運用要領

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領」が平成24年7月12日付で改正され、暴力団関係者の有無について「応札参加者全て」から「**落札予定者1者**」について、警察庁へ照会することになった。

・入札手続きのスケジュールは以下のとおりとする

公告：12月下旬～1月中旬

開札：2月中旬～2月下旬

契約：4月1日以降

2. 平成26年度発注者支援業務等の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

○平成26年度発注業務等について、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より**民間競争入札**を実施、及び**複数年度契約の導入**等を実施

2. 平成26年度発注者支援業務等の方針

1. 「民間競争入札」の導入

- 平成26年度の以下に示す業務（発注者支援業務等）においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

<発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務

 - 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

- ・公物管理補助業務

 - 道路許認可審査・適正化指導業務

 - 河川巡視支援業務、ダム管理支援業務

- ・発注者支援業務等

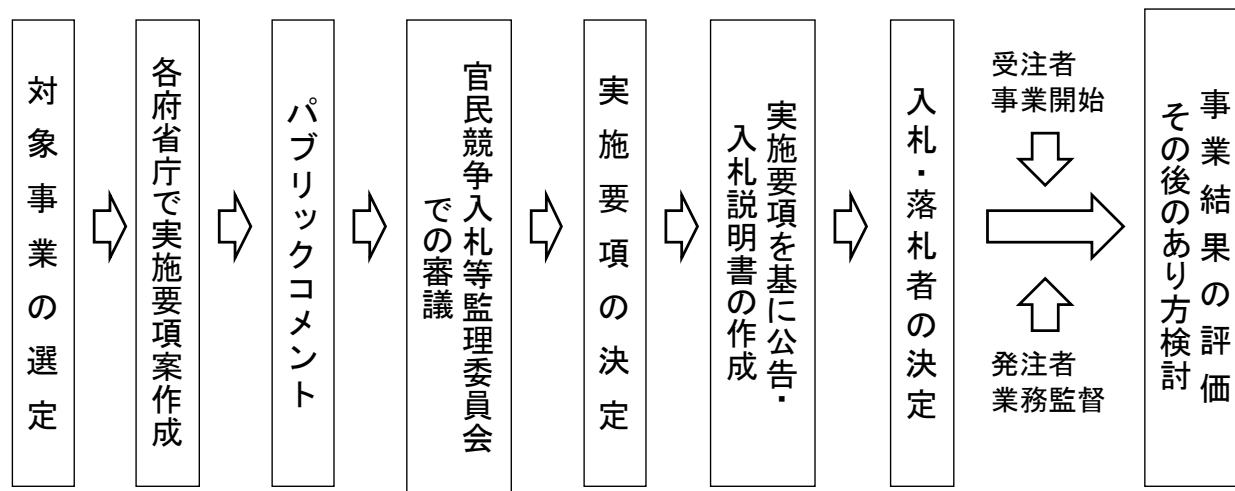
 - 用地補償総合技術業務

2. 平成26年度発注者支援業務等の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」**による入札参加要件等の**審議**を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、**更なる透明性、競争性の確保が期待される。**



※平成25年12月中旬・・・発注者支援業務等の実施要項公表予定（国土交通省HP）

2. 平成26年度発注者支援業務等の方針

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

1. 応募要件等

- 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善（緩和）を実施しており、平成23年7月に実施したアンケート結果や内閣府の官民競争入札等監理委員会（入札監理小委員会）の審議も踏まえて、業務に必要なとなる技術力の確保を図るための要件としている。

（1）企業及び管理技術者に求める実績要件

- 当該業務分野における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件へ改善（緩和）をしており、平成26年度も同様とする。
なお、公物管理補助業務の管理技術者に求める実績要件について、平成25年度から拡大している。

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

(2) 管理技術者に求める資格要件

- 一般的に認知されている資格を要件としており、平成26年度も同じとする。

(3) 中立公平性要件

- 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立公平性要件を付する。

(4) 管理技術者の直接的雇用関係

- 企業と管理技術者の直接的雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件としており、平成26年度も同じ要件とする。

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

2. 契約条件の設定

(1) 適正な発注ロット

- 業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

(2) 設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入しており、平成26度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

設計共同体として認める業務の区分

対象業務		分担できる業務の区分	
発注者支援業務	工事監督支援業務	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等
		工種による区分	・維持修繕／改築 等
		区域による区分	・出張所単位(監督官単位) ・河川単位 ・道路路線単位 等
	積算技術業務	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等
		工種による区分	・維持修繕／改築 等
		区域による区分	・出張所単位(監督官単位) ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務	河川巡視支援業務	業務内容による区分	・河川／電気／機械 等
		区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 等
	ダム管理支援業務	業務内容による区分	・河川／電気／機械 等 ・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
		区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 等
	道路許認可審査・適正化指導業務	業務内容による区分	・道路／電気／機械 等 ・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
		区域による区分	・出張所単位 ・道路路線単位 等
	用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等
		区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

(3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・平成23年度より導入している「複数年度契約」については、平成26度も継続し導入する。

発注者支援業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

公物管理補助業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

用地補償総合技術業務・・・実施可能な業務にて複数年度契約を導入。

3. 平成26年度発注者支援業務等の契約方針

3. スケジュール(案)

「工事監督支援」 及び 「公物管理補助」	左記以外の 発注者支援業務等
■ 発注の見通しの公表 ※ 12月16日を予定(各事務所にて閲覧、PPI、HP公表(記者発表)予定)	
■ 入札手続開始の公告 ※12月下旬 ～1月上旬を予定	■ 入札手続開始の公告 ※1月中旬を予定
■ 入札・開札 ※2月中旬を予定(履行確実性評価を除く)	■ 入札・開札 ※2月下旬を予定(履行確実性評価を除く)
■ 暴力団関係者の有無について警察への照合	
■ 4月1日契約 履行開始	■ 4月1日以降契約 履行開始

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

1-1) 参加資格要件（工事監督支援業務・公物管理補助業務）

（ア）単体の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けていること。
- ④ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 設計共同体的場合

- ① (ア) に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

1-2) 参加資格要件（用地補償総合技術業務）

（ア）単体の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度補償関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けていること。
- ④ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

1-2) 参加資格要件（用地補償総合技術業務）

- ⑦ 「補償コンサルタント登録規程」(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時に、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

(イ) 設計共同体の場合

- ① (ア) に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立公平性に関する要件

<発注者支援業務>

業務区分	要件
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に関する参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。
工事監督 支援	
技術審査	

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その1）>

業務区分	要件
河川巡視支援	<p>・参加資格要件 業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p>
ダム管理支援	<p>・参加資格要件</p> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> <p>②業務対象区間の占有者及び占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> <p>・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面での関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p>

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その2）>

業務区分	要件
道路許認可審査・適正化指導	<ul style="list-style-type: none">・参加資格要件 本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

<発注者支援業務等>

業務区分	要件
用地補償総合技術	<ul style="list-style-type: none">・参加資格要件 入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。<ol style="list-style-type: none">1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。3) 配置予定技術者自身が被補償者ではないこと

4. 平成25年度発注者支援業務等における要件等

<補 足>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。
ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・なお、業務内容により「〇〇県内」と記載する場合があるため、詳細は各業務の入札説明書による。

例) ・発注者支援業務 → 関東地方整備局管内
・公物管理補助業務 → 〇〇県内、関東地方整備局管内

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 業務実績に関する要件（発注者支援業務・公物管理補助業務）

- ・競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務（平成25年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

[実績の対象となる発注機関]

- ・国の機関
- ・特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・地方公社
- ・公益法人
- ・大規模な土木工事を行う公益民間企業

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 業務実績に関する要件（用地補償総合技術業務）

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成16年度以降に完了した以下に示す業務（平成25年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領、関東地方整備局用地関係業務成績評定要領、地方整備局用地関係業務成績評定要領及び各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

[実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

競争参加資格確認申請書の提出者に求める業務実績

【企業】

業務内容	発注者支援業務			公物管理補助業務			発注者支援業務等
	積算業務	技術審査	工事監督支援	河川巡視	ダム管理	道路許認可	用地補償総合技術
求める業務実績							
発注者支援業務	●	●	●	●	●	●	
公物管理補助業務(河川)	●	●	●	●	●	●	
公物管理補助業務(道路)	●	●	●	●	●	●	
CM業務	●	●	●	●	●	●	
PFI事業技術アドバイザー業務	●	●	●	●	●	●	
土木設計業務(河川)	●	●	●	●	●	●	
土木設計業務(道路)	●	●	●	●	●	●	
調査検討・計画策定業務(河川)	●	●	●	●	●	●	
調査検討・計画策定業務(道路)	●	●	●	●	●	●	
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	●	●	●	●	●	●	
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	●	●	●	●	●	●	
測量業務	●	●	●	●	●	●	
地質調査業務	●	●	●	●	●	●	
補償コン登録規程に定めるいずれかの業務							●

※詳細は、各業務の入札説明書による

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 配置予定管理技術者の資格等

<土木工事が相当程度含まれる場合>

業務種別	資格要件
工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ (社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者・ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<電気通信設備工事のみの場合>

業務種別	資格要件
工事監督支援 積算技術	<ul style="list-style-type: none">• 技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）• 1級電気施工管理技士• (社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者• R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

＜造園工事が相当程度含まれる場合＞

業務種別	資格要件
工事監督支援 積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ (社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 1級造園施工管理技士

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（河川関係）の場合>

業務種別	資 格 要 件
河川巡視支援 ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 <p>【ダム管理支援は以下を加える】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（道路関係）の場合>

業務種別	資格要件
道路許認可審査・適正化指導	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者・ 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

<用地補償総合技術業務の場合>

(予定主任担当者)

業務種別	資 格 要 件
用地補償総合技術	<ul style="list-style-type: none">・ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者・ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士・ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

- 予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成25年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし業務成績が60点（未完了の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

- 業務実績には、平成16年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

配置予定管理技術者に対する要件

予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績

【管理技術者】

【凡例：同種● 類似○】

業務内容	発注者支援業務 ※電気通信設備工事のみを除く			発注者支援業務 ※電気通信設備工事		公物管理補助業務		
	積算 業務	技術 審査	工 事 監督支援	積算 業務	工 事 監督支援	河川 巡視	ダム 管理	道路許 認可
求める業務実績								
発注者支援業務	●○	●○	●○			○	○	●
発注者支援業務(電気通信設備工事)				●○	●○			
公物管理補助業務(河川)	○	○	○	○	○	●		
公物管理補助業務(河川・ダム)							●○	
公物管理補助業務(道路)	○	○	○	○	○			●
CM業務	○	○	○	○	○			●
PFI事業技術アドバイザー業務	○	○	○	○	○			●
調査検討・計画策定業務(河川)						○		
調査検討・計画策定業務(河川・ダム)							○	
管理施設調査・運用・点検業務(河川)						○		
管理施設調査・運用・点検業務(河川・ダム)							○	
管理施設調査・運用・点検業務(道路)								●
土木設計における予備・詳細設計業務(河川)						○		
土木設計における予備・詳細設計業務(河川・ダム)	※1	※1	※1				○	
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)								○
電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務				○	○			
土木工事(監理技術者)	○	○	○			○	○	○
電気通信設備工事(監理技術者)				○	○			
施工プロセス検査・施工体制調査業務								
行政事務補助業務(調査設計資料作成業務)								

※1:土木設計における概略・予備・詳細設計業務(河川・ダム・道路含む)
詳細は、各業務の入札説明書による

配置予定主任担当者に対する要件

予定主任担当者に必要なとされる同種・類似業務の実績

【主任担当者】

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

業務実績	対象業務	用地総合
発注者支援業務等	◆用地補償総合技術業務	●
補償コンサルタント業務	◆用地補償技術(補助)業務	●
	◆用地関係資料作成整理等業務	○
	◆用地調査点検等技術業務	○
	◆土地調査部門業務(用地測量)	○
	◆土地評価部門業務	○
	◆物件部門業務	○
	◆機械工作物部門業務	○
	◆営業補償・特殊補償部門業務	○
	◆事業損失補償部門業務	○
	◆補償関連部門業務	●○(注)

(注) 用地補償総合技術業務の補償関連部門業務における同種(●)は補償説明業務、類似(○)はそれ以外の補償業務

※詳細は、各業務の入札説明書による

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 直接的雇用関係

- **配置予定管理技術者（配置予定主任担当者）は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。**

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、平成26年4月1日（平成26年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成26年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。
- ・ **ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。**
- ・ **平成26年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。**

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件未満（平成26年4月1日現在（平成26年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

4) 総合評価項目等

① 配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価する。

② 履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

5) 配置予定担当技術者に対する要件

(ア) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、技術士補（建設部門）・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者・ (社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。

詳細は各業務の入札説明書による。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
河川巡視支援 ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、技術士補（建設部門）・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者【ダム管理支援は以下を加える】・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者
道路許認可審査・適正指導	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、技術士補（建設部門）・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者・道路もしくは河川関係の技術的行政経験、又は、道路交通行政経験を10年以上有する者

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。

詳細は各業務の入札説明書による。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
用地補償 総合技術	<p>①公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者</p> <p>②補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>③登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者</p> <p>④社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p> <p>⑤実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p> <ul style="list-style-type: none">・①～⑤に記載しているいずれかの資格等を有する者。・配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。 <p>上記に示す条件をすべて満たす者であること</p>

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。
詳細は各業務の入札説明書による。

4. 平成26年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 配置予定業務従事者の業務実施上必要な資格

業務種別	資格要件
用地補償 総合技術	<p>①公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）</p> <p>②配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと</p> <p>上記①及び②に示す条件をすべて満たす者であること。</p>

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。

詳細は各業務の入札説明書による。

①. 発注者支援業務等（業務別タイプ）

		業務名	総合評価落札方式	
			価格点:技術点	タイプ
発注者支援業務等	発注者支援	積算技術業務	1:2	標準
		技術審査業務	1:2	標準
		工事監督支援業務	1:2	標準
	公物管理補助	河川巡視業務	1:2	標準
		ダム管理支援業務	1:2	標準
		道路許認可審査 ・適正化指導業務	1:2	標準
	発注者支援等	用地補償総合 技術業務	1:2	標準

②. 発注者支援業務等（業務別評価基準一覧）

平成26年度 発注者支援業務等の評価基準一覧

評価項目		業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
		発注者支援【工事監督支援】	発注者支援【積算技術】	発注者支援【技術審査支援】	
予定管理技術者	資格要件	技術者資格等 ①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事業確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①業務内容が電気通信設備工事の場合 ・技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門-電気電子) ・一級電気施工管理技士 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事業確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事業確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①業務内容が電気通信設備工事の場合 ・技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門-電気電子) ・一級電気施工管理技士 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事業確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事事業確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事業確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ②3
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①5 ②3	
	情報収集力	地域精進度	① 事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ② 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ③ その他	①5 ②3 ③0	
予定担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①5 ②3 ③0		
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10
	実施体制	欄外※に示している場合に優位に評価する。			20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10

欄外※

- ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。
- ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。
- ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。
- ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。

②. 発注者支援業務等（業務別評価基準一覧）

平成26年度 発注者支援業務等の評価基準一覧

評価項目			業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)
			河川巡視支援	ダム管理支援	道路許認可審査・適正化指導	用地補償総合技術	
予定管理技術者 予定主任担当者 (用地補償のみ)	資格要件	技術者資格等	①・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門） ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。） ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者	①・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門） ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの。 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。） ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有するもの	①・技術士（建設部門又は総合技術監理部門－建設） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。） ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であつて、補償業務に関し5年以上の指導監督の実務の経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督の実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門を除く7部門） ②補償業務管理士（土地調査、土地評価、物件、補償関連を含む4部門以上）	①5 ②3
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①・同種業務の実績がある。 ・土地調査、土地評価、物件及び補償関連の4部門すべての業務について実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①5 ②3
	情報収集力	地域精通度	① 事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ② 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ③ その他				①5 ②3 ③0
予定担当技術者等の 経験	予定担当技術者等の 専門技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他			①過去10年間に於いて、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある ③その他	①5 ②3 ③0	
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				10	
	実施体制	欄外※に示している場合に優位に評価する。				20	
技術提案	本業務における 留意点	的確性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。			20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			10	

欄外※

- ・担当技術者（管理技術者は対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。
- ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。
- ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。
- ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。

5. その他

1. 業務に必要なとなる物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

2. 情報提供について

関東地方整備局で発注される発注の見通しは、
12月16日に下記ホームページに掲載されます。

URL : <http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>